

告 示

埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県議会議長 宮 崎 栄治郎

埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示

埼玉県議会情報公開実施要綱（平成十一年埼玉県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。